

大川市議会第3回定例会会議録

平成24年9月7日大川市議会議場に出席した議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	内藤栄治	10番	箴島かおる
2番	吉川一寿	11番	岡秀昭
3番	古賀龍彦	12番	石橋正毫
4番	池末秀夫	13番	井口嘉生
5番	水落常志	14番	永島守
6番	石橋忠敏	15番	福永寛
7番	今村幸稔	16番	古賀光子
8番	中村博満	17番	川野栄美子
9番	平木一朗		

欠席議員

なし

2.地方自治法第121条の規定により出席した市吏員

市	長	植木光治										
教	育	長	石橋良知									
会	計	管	理	者	長	宇木博子						
(兼)	会	計	課	長								
消	防	長										
(兼)	警	防	課	長	田中晴彦							
経	営	政	策	課	長	中島久幸						
総	務	課	長									
(併)	選	挙	管	理	委	員	会	事	務	局	長	今泉貞則

企 画 調 整 課 長	本 村 和 也
健 康 課 長	田 中 嘉 親
農 業 水 産 課 長 (併) 農 業 委 員 会 事 務 局 長	添 島 清 美
都 市 建 設 課 長	石 橋 徳 治
ま ち づ ぐ り 推 進 課 長	宮 崎 博 巳
上 下 水 道 課 長	武 下 知 寛
消 防 本 部 総 務 課 長	大 淵 慶 人
学 校 教 育 課 長	持 木 芳 己
生 涯 学 習 課 長	古 賀 収
監 査 事 務 局 長	石 橋 新 一 郎

3 . 本議会の書記は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	古 賀 文 隆
議 会 事 務 局 書 記	永 尾 龍 之 介
議 会 事 務 局 書 記	和 田 孝 紀
議 会 事 務 局 書 記	古 賀 章 子

4 . 付議事件

1 . 一 般 質 問

1 . 議 案 に 対 す る 質 疑

(議案第27号 ~ 第42号)

1 . 決 算 特 別 委 員 会 の 設 置 、 委 員 の 指 名

(議案第32号)

1 . 委 員 会 付 託

5 . 一般質問通告

発言 順位	議席 番号	氏 名	質 問 要 旨
5	10	箴 島 かおる	1 . 学校教育について
6	16	古 賀 光 子	1 . 防災・減災ニューディールについて

午前9時 開議

議長（中村博満君）

皆さんおはようございます。各位の御参集、感謝申し上げます。

出席議員は定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

昨日に引き続き一般質問を行います。この際、お願いいたします。

一般質問の発言時間につきましては、答弁を含め1時間30分程度でお願いしたいと思っておりますので、この点、執行部におかれましても何とぞ御協力のほどをお願いいたします。

それでは、順次発言を許します。まず、10番箴島かおる君。

10番（箴島かおる君）（登壇）

皆様おはようございます。議席番号10番、箴島かおるでございます。通告に従いまして、大川市の学校教育について質問してまいります。

昨年10月11日に滋賀県大津市の市立中学校2年生の男子生徒がいじめを苦にして、自宅マンションの最上階から飛びおり自殺しました。この問題をめぐり、大津市の教育委員会の対応が強い社会的な批判を浴びております。大津市の例だけではなく、全国の小・中学校の子供たちの痛ましい自殺の報道が相次いでおります。そこでの記者会見で校長先生が決まり文句のように言うのが、いじめがあったとは認識していなかったという言葉です。その後のメディアの報道でいじめの実態が明らかにされ、被害者遺族の怒りや悲しみが報道されるようになると、学校側は初めから知っていたのに事件を大きくして、学校の不祥事を隠すために事実を隠していたのではないか、教師や学校はいじめを訴える子供や保護者に真剣に向き合

っていないのではないかと糾弾されるのがお決まりのパターンのようです。

教育委員会は、いじめに対する具体的な解決策はないままに、いじめ事件が発生しないようにと指示、通達などの学校に対する管理強化策がとられ、結果的にますます学校はいじめの事実が表面化しないようにする、いじめの実態を隠すという皮肉な結果になっているのではないのでしょうか。

この大津市の事件も、当初はさほどマスコミで報道されることもなかったのですが、自殺をした男子生徒の保護者が自殺といじめとの因果関係は明らかではないとした大津市の教育委員会の調査結果を不服として、大津市といじめの加害者とその保護者に対して損害賠償を求める民事訴訟をことし2月に提訴し、原告であるいじめ被害者の保護者がいじめの実態を公判資料として裁判所に提出して、その公判過程で余りにひどいいじめの実態が明らかにされ注目されるようになりました。

事件が大きく報道されるようになって、大津市長が自殺といじめの因果関係を認めて、裁判の和解の意向を示した段階でも大津市の教育長と当該の学校長は記者会見で、いじめと自殺の因果関係は必ずしも認められないとの趣旨のいじめを矮小化するような発言を繰り返し、それが責任感の欠如や認識の甘さ、自己保身ととられても仕方のない発言として世間の非難を浴びています。その後、大津市では、教育委員会を関与させない、いじめの事件の実態解明のための市長部局を事務局とする第三者委員会を発足させました。滋賀県警も刑事事件として、当該中学校と教育委員会の強制捜査を含む捜査に着手しております。

このようなことは、単に大津市の特殊事例なののでしょうか。この問題は、日本全国同じような問題を抱えており、大川市にとっても同じようなことがいつ起きてもおかしくないのではないのでしょうか。

いじめというのは、いつの時代でもいかなる場所でも、学校に限らず大人の社会においても大なり小なり起きていることだと思います。いじめと関係のない第三者や、いじめる側からすれば、単なるいたずらや悪ふざけで大したことがないようなことでも、被害者からすれば、自殺さえ考え、深刻で悲惨な問題かもしれません。自我がまだ確立していない子供たちにとっては、より深刻な問題です。子を持つ親にとっては、自分の子供がいじめられているのではないかと、反対に誰かをいじめているのではないかとというのは、重大な関心事です。

学校において、いじめの発生がゼロになるような方策や努力がぜひとも必要です。政策面だけではなく、弱い者いじめをすることは恥ずべきことである、悪いことである、場合によ

っては犯罪であるという倫理観を学校だけではなく、家庭でも社会でも子供のうちからしっかりと教育すべきであろうと私は思います。

しかし、いかにすぐれた方策をとったとしても、いじめを完全になくしてしまうのは不可能だと私は思います。すぐれた方策をとれば、いじめは大幅に減るかもしれませんが、そのような方策をとっているにもかかわらず、いじめが発生した場合に、学校現場ではいじめの発生そのものを隠してしまおうとする間違っただけの組織防衛のための反応が学校側に起きかねません。

教育とは、一体誰のための教育なのでしょう。教育関係者の生活のために教育があるはずはないことは当たり前のことです。しかしながら、建前は別として、そのように捉えても仕方がない教育システムが教育行政の中ででき上がってしまっているのではないのでしょうか。

教育はとうといものです。しかしながら、決して部外者が踏み込むことが許されない教育関係者の聖域であってはならないと思います。地域の宝である子供たちのために、教育界だけに任せることなく、保護者を含めて地域一体となって考えるべきだと思います。

私は、大津市のいじめ問題は学校や教育委員会の学校教育課だけがかわるのではなく、地域住民の代表者である教育委員の方々が主体的にかかわることで違った結果が出たのかもしれないと思っております。大津市の場合、教育委員会の定例会議事録が大津市のホームページで公開されております。毎月1度、教育委員会定例会が開催されておりますが、それによると、この事件に対して教育委員の方々の発言は、会議前の委員長挨拶を含めて一言もありません。

事件2カ月後の教育委員会定例会で、学校教育課長から事件の経緯について説明があり、いじめはあったが死亡事故との因果関係は判断できないとした報告事項が上がっておりますが、委員からの質問、意見もなく定例会は終わっています。もちろん、定例会での発言はなくても、非公式の協議会では当然いろんな話し合いがなされたとは思いますが、少なくとも公開の場でのこの事件に対する発言は一言もありません。

法律的には、教育委員会を代表する教育委員長を初め、教育委員の方々がこのような重大な事柄に対して公式の場で一言の発言もないというのは異常です。何のための教育委員会なのでしょう。私は、教育委員の方々の責任は重大だと思います。

今までこれほど騒がれながら、マスコミなどで全く外に向かって発言してこなかった大津市の教育委員の方々が、8月9日に大津市のホームページ上で公式の声明を出されておしま

す。それぞれの反省を踏まえた声明を読みますと、今さら何をとの思いはありますが、各委員の皆様の思いを本当に実現できるなら、学校教育も変わるのかもしれませんが。

先ほども述べましたが、この大津市の事件は大津市だけの特殊事例とは思えません。大川市でも起こり得ることではないでしょうか。大川市ではあり得ないとして傍観してよい問題ではないと考えます。

そこで、檀上からの質問ですが、この大津市の事件に対する所見をどのような角度からでも結構です、教育長の率直な感想をお伺いします。よろしくお願ひします。あとは自席にて質問いたします。

議長（中村博満君）

教育長。

教育長（石橋良知君）（登壇）

皆さんおはようございます。箴島議員の御質問にお答えいたします。

大津市の中学校のいじめ問題につきましては、今申されましたように、外部有識者によります第三者委員会の会合が行われており、結論は出ていないところであります。

私自身、この大津市の中学校のいじめ問題について十分な情報をもとに原因分析したわけではありませんが、新聞やマスコミ等で報道された内容を知る限りにおいて、私なりに感じ、考えさせられたことを申し上げたいと思います。

初めに、大津市の中学校の生徒が命を絶ち、亡くなったという事実に対して、深刻に、また真摯に受けとめ、このようなことが二度とあってはならないと思っているところでございます。

事件があった中学校の同級生の話の記事によりますと、男子生徒と3人組が親しくなったのは2年に進級してからで、一緒に携帯ゲームで遊んだり、お互いの家に泊まり込んだり、プロレスわざをかけ合う様子は、じゃれ合いのように映っていたということでございます。

ところが、夏休みの後、問題は一変したといえます。大津市の中学校、いじめ訴訟の経緯の中に男子生徒が自宅マンションから飛びおり自殺したことで校長への取材に対し校長は、「いじめはなかった、認識していなかった」と発言しています。

それに関して、遺族が原因究明のためアンケート実施を要望し、自殺から6日後に生徒860人にアンケートを実施しています。そのアンケート調査や聞き取り調査や証言の中から、男子生徒が身体的、心理的攻撃を受けている状況や担任教諭の対応など7例を紹介させていた

だきます。

1例目は、自殺した生徒が殴る、蹴るなどの暴力行為を受けていたこと。2例目は、校舎3階の窓から身を乗り出すような格好をさせられていたという自殺の練習、あるいは万引きの強要などを見たり聞いたりしたということを書き記した116名、無記名で167名が回答していたこと。3例目は、死んだ蜂を無理やり食べさせられた等の記載が見受けられたこと。4例目は、いじめたとされる生徒2人が亡くなった生徒に暴力を振るっているのに担任教師が「そばにいたがとめなかった」や「やり過ぎんなよ」と言うだけだったこと。また、「周りにほかの教師もいたが指導しなかった」といった証言があったこと。5例目は、男子生徒がトイレで同級生の3人のうち1人に胸ぐらをつかまれ一方的に殴られているのを発見し担任教師に「とめて」と言ったが声が届かず別の先生に訴えて騒ぎをおさめたこと。6例目は、体育祭時に男子生徒が顔、頭を粘着テープで巻かれ、鉢巻きで後ろ手に縛られてもがいているのを目撃し、それを若い先生に言ったが「やめときや」と一言注意した後、その場を立ち去ったこと。7例目は、プロレスわざを仕掛けられ半泣きしている生徒を見かけた担任教師は「余りやり過ぎるなよ」と声をかけたただけであったこと。

これらを見る限り、学校側は身体的や心理的な攻撃を受けているのを何度も目撃しながら漫然と見過ごしているようにしか思えてなりません。

これらアンケートや証言などの記事から、いじめを生まない、許さない学校づくりの観点から感じたことを6項目申させていただきます。

1つに、学校の先生には、いじめの認識と発見、報告の不十分さがあったのではないかと思います。それは、いじめについての基本的な定義と解釈がしっかり捉えられていなかったのではないかということです。いじめとは、子供が一定の人間関係のある者から、心理的、つまり、冷やかしかからかい、悪口、おどし、危険なことをさせられることなどがありますけれども、そういう心理的、それから物理的攻撃、これは、たたかれたり、蹴られたり、金品をたかられたり、持ち物を壊されたり、捨てられたりを受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの、これをいじめと今現在捉えておりますけれども、要するに、いじめを受けることにより精神的な苦痛を感じているもので、いじめか否かの判断は、いじめられた子供の立場に立って行うものとする。つまり、いじめられたとする児童・生徒の気持ちを重視して判断するとなっています。

アンケート等で暴力、おどし、危険なこと、先生が見聞きしているのに攻撃を受けている

生徒の立場に立っていじめの発見、報告がなされておらず、解消に向けた学校内での協議や家庭や教育委員会、教育関係者との連携が十分行われていなかったのではないかと考えているところがございます。

2つに、学校の指導体制が機能していなかったのではないかと考えます。これについて3点申し上げます。

1点目に、教師が見たり聞いたりしたことを、校内の生徒指導部会や校内いじめ問題対策委員会等で取り上げ、解決するための協議、検討、また指導など組織としての機能を果たしていなかったのではないかと考えます。

2点目に、組織的に早期発見や教育相談などの学校のいじめ問題に対する取り組みが形骸化していたのではないかと考えます。

3点目に、学年会議や職員会議等において、いじめを受けている生徒の状況を初め、いじめに関する生徒の情報等が一部の先生にしか話しがされなく、全職員での共有がなされていなかったのではないかと考えます。

3つ目に、教職員の意識に問題があるのではないかと考えます。

いじめ問題に関する教職員個々の意識が友達同士のじゃれ合いぐらいにしか受けとっていませんでしたので、その意識が希薄であり、いじめられた生徒に対する心理的・物理的攻撃を受けて精神的にも苦痛を感じていることを認識していなかったのではないかと考えます。また、感じてはいてもかかわりを持とうとしていなかったのではないかと考えます。

4つに、いじめを生まない日常の教育活動が十分行われていなかったのではないかと考えます。これについて3点ほど申し上げますけれども、まず1点目は、生命尊重や思いやりの心、相手の立場に立ってとか、正義とか勇気などの心の育成等の心の教育が十分になされていなかったのではないかと考えます。

2点目は、学級、学校の友達関係や規律、規範等の問題を児童・生徒みずからが問題を意識し、問題を解決できる力の育成がなされていたのかという問題。

3点目は、コミュニケーションの手段である言葉や行為等を児童・生徒に見直させる教育活動がなされていたのかなどが上げられます。

大きな5点目でございますけれども、教育委員会としての役割についてであります。

いじめ問題に対する学校の取り組みについての指導はなされていたとは思いますが、各学校の実態に即した指導や支援が十分でなかったのではないかと考えております。

大きな6つ目ですけれども、家庭、地域との連携は日ごろからなされていたのだろうか。

ここでは2点申し上げますけれども、1点目は、いじめの早期発見、早期対応についての学校、家庭が連携した具体的な取り組みがあったのだろうかということです。

2点目は、学校、家庭に限らず、児童・生徒の健全育成についての関係機関等が連携したいじめ問題に対する地域全体での取り組みがあったのかなどが上げられるところでございます。

いじめは決して許されないことであり、また、どの子供にも、どの学校にでも起こり得るものであるという認識が大切だと考えています。現に今、いじめに苦しんでいる子供たちもいるかもしれません。今回のような事件を二度と繰り返さないためにも、学校教育に携わる全ての関係者一人ひとりが、改めてこの問題の重大性を認識し、いじめの兆候をいち早く把握して、迅速に対応していくことが大切だと考えています。

また、いじめ問題が生じたときは、いじめられた児童・生徒の安全を確保することはもちろんのこと、学校、教育委員会と家庭、地域が連携して対応すべきものと考えています。

以上、大津市立中学校いじめ問題について、私が知る限りの情報において感じたことを述べさせていただきます。

以上でございます。

議長（中村博満君）

10番。

10番（箆島かおる君）

御答弁ありがとうございました。今ずっと教育長いろいろ、教育長の感想というものが盛り込まれていなかったような気がしますので、ぜひ教育長の感想をお伺いしたいと思います。お願いします。

議長（中村博満君）

教育長。

教育長（石橋良知君）

お答えいたします。

私が思いましたのは、実際に記事、報道等で内容を自分なりに、自分なりの分析で申しわけございません。それについて御意見を申し上げたつもりでございます。

最初に申し上げました内容は、まず肝心なことを、全体の流れから申し上げましたけれど

も、大きくは事実を6点申し上げて、その後、7項目、まず1つは、いじめの認識が不十分であったというような自分なりの感想、意見でございます。大きく申し上げたと思います、6つ。その中の小さい項目を幾つか述べましたけど、それに対する実際にそういうふうな言葉が抜けておったんじゃないか、そういう感想、意見でございます。

議長（中村博満君）

10番。

10番（笹島かおる君）

御答弁ありがとうございました。何かちょっと、もう要らんこと言うたらあれですけど、ちょっと通り一遍のような気がします。

同じ質問を市長にもお答えいただけませんか。市長の所管と違いますのでお答えにくいかと思いますが、よろしくをお願いします。

議長（中村博満君）

市長。

市長（植木光治君）

ちょっと先走った話になるかもしれませんが、今、教育長の答弁、大津での事実関係を踏まえた上での所見も含めた答弁だったと思いますけれども、この事件を今見て私が思うのは、我々が子供のころもいじめというのはあってたんです。だけれども、これほどしつこくというか、ある種残忍というのか、こういういじめはありませんでした。お互い手かげんというのがあったような感じがする。それともう1つは、クラスの中にスポーツができて、勉強もできて、腕力も強くてと、みんなから一目置かれているような存在の子がいて、それがまあまあというふうな感じで、そういうものを目撃した場合には間に入っていた。これは先生方がいろいろ指導するよりも、むしろ身近にいる、そういったちょっとクラスの中でも一番上のほうの子供がいじめているほうを注意すると、意外と効果がありまして、それで割合おさまっていた。そういうことがたくさんあったように思います。

つまり、子供の心の中にも、やっぱりこれ以上はやってはいけないという手かげんというのが、そういったものが何となくあった、昔はですね。しかし、それが今はないと。少なくとも大津の事件を見れば、それが感じられないと、それが1点ですね。

それからもう1点は、これは学校の先生方、ちょっと私言にくいんですが、教育労働者というような言葉が使われていたのかどうか知りませんが、そんな言い方で、みずからの権

威というか、教師としての権威というか、あるいは威厳というか、それをみずからおとしめてしまって、ある意味ではずっと下がってこられたと、そして子供と、つまり習う、教える、請う側と同じ次元に立っていらっしゃる、今はこういうところがあって、権威がなくなりました。したがって、先生方から叱られてもほとんど効果がない。我々のころはやっぱり思うに、先生というのはそれなりに怖い存在というか、権威を感じていたもんですから、先生からこっぴどく怒られますと、それなりに効果があったというか、ショックであったというのはお互い経験があると思うんですけれども、今はそういうのが全くないんじゃないかと、そういうふうに教育労働者としてみずからをおとしめたことによって、それが1つ私はあるような気がします。

それからもう1つは、先ほどの事実関係の中で思うのは、そのあたりでやめておけというのも、まさにさわらぬ神にたたりなしというのか、もう腰を引きまくっていると、いじめている子供たちに対してですね。そのこのところで、単に形だけとめたと、ある種問題が将来起こったときの免罪符というのか、そんな感じでしか対応されていなかったんじゃないかなという印象を受けます。それで、結果としてこういうことになったんじゃないかと。

やっぱりこの3人の子供というのは、想像ですけども、相当悪だったんじゃないかと思えます。そういう子供に対して、まともに教師として向き合わなかった、勇気を奮って向き合わなかった。そういったところも私は感じる。その2つ、3つの要素が重なって、今回のこういった悲惨な事件につながっていると思いますから、そういうところを改善していかなければ、これは大津でとどまる話ではない。議員御指摘のように、下手をすると本市でも起こり得る可能性を秘めた問題だというふうに私は思っています。

議長（中村博満君）

10番。

10番（箆島かおる君）

御答弁ありがとうございました。本当に私もそう思います。本当に教師の先生方もいろいろ今大変な思いをして教育されていると思いますが、やっぱり子供たちと本気で向き合うということはとても大事なことだと思います。

次の質問ですが、大川市の小・中学校でいじめは起きているのか、どうでしょうか。学校教育課で把握されているいじめのここ数年の発生件数の推移を教えてもらえないでしょうか。

議長（中村博満君）

学校教育課長。

学校教育課長（持木芳己君）

いじめの件数についてお答えをいたします。

これは過去3年間のいじめの件数でございますが、小・中合わせて平成21年度8件、平成22年度6件、平成23年度10件であります。いずれも解決済みであります。在校生については現在見守りを継続しているという状況でございます。

以上です。

議長（中村博満君）

10番。

10番（箆島かおる君）

今、把握されているということで、学校教育課のほうでも把握されているということは、当たり前のことだと思いますけれども、なかなかそういった事象が把握されていないことが多いものですから。でも、件数からすると少ないかもしれません、平成21年が8件、そして、平成22年が6件、平成23年が10件、小学校、中学校、いろいろ大差あると思います。

小学校はあっていないんですかね、中学校はどんなでしょうか。詳しく教えていただけませんかでしょうか。

議長（中村博満君）

学校教育課長。

学校教育課長（持木芳己君）

それでは、先ほど答弁した内訳を申し上げます。

平成21年度、小学校が3件、中学校が5件、平成22年度、小学校2件、中学校4件、平成23年度、小学校7件、中学校3件でございます。

議長（中村博満君）

10番。

10番（箆島かおる君）

平成21年、8件のうち小学校が3件、中学校が5件、平成22年が6件のうち小学校が2件、中学校が4件、平成23年が10件、そのうちの小学校が7件、中学校が3件ですね。

それでは、そのいじめに対してどのように対応されたのか、全て解決済みなのか、お伺いします。あわせて、解決済みのいじめについては、いじめ被害者とその保護者は納得したの

か、加害者については反省したのかについてもお伺いします。

子供たちのプライバシーの問題もあるかと思しますので、お答えできる範囲で結構です
でお願いします。

議長（中村博満君）

学校教育課長。

学校教育課長（持木芳己君）

いじめにどのように対応し、解決したか、それから納得されたかということでの御質問に
お答えいたします。

まず、こういったいじめについてはいろんなケースがございますので、それに対する対応と
いうのはいろいろ対応が異なります。ただ、一般的なケースとしてお答えをしたいと思いま
すけれども、まず最初に、いじめられた側の生徒といじめた側の生徒をそれぞれ事実である
かどうかの確認を行います。事実であれば、双方生徒の保護者同席のもと謝罪と、今後の再
発防止に向けた話し合いを持ちます。そして、いじめられた側の生徒に対しては、その後も
継続をして学級担任を初め全教職員で見守りを行いながら、必要に応じてスクールカウンセ
ラーによるカウンセリングを行うなどのケアを行います。そして、復帰に向けた支援という
形で対応をしております。

次に、いじめた側の生徒についてですけれども、いじめを二度としないよう担任の先生等
を含めて指導を行います。それから、全校集会や学年集会でいじめが発生したこと、いじめ
は絶対許されないこと等を話し、いじめについて考えさせています。

一方、保護者と連携をいたしまして、再発防止のために、子供に変化が生じたときは学校
へ連絡するようお願いをいたしております。

以上、発見、解決からその後の対応についてまで、概略ではありますけれども、こういっ
た形で対応を行ってまいりました。

なお、保護者等が納得をされているかということですが、基本的に納得しているという
ふうに認識をいたしております。

議長（中村博満君）

10番。

10番（箆島かおる君）

今いろいろお答えいただきました。本当にありがとうございました。

一般的にいじめられた側のスクールカウンセラーということをおっしゃいましたけれども、いじめた側のほうにもやっぱりそういったカウンセラーをつけることは必要じゃないかと私は思います。いじめられた側があなたはこうですよ、こうですよというものじゃなくて、やっぱりそもそも何かの根拠、もともになるものがきっとあるかと思えます。やっぱりいじめられた側、いじめる側もそれなりの、ストレスを発散するための何かの対象物を見つけてそういうことをやるかと思えます。簡単にそう対処しているということが本当に解決できるのか、私はこれがスムーズな形で行くとは限らないと思えます。まだ悩んでいる子もきっといるかと思えます。通り一遍に、もうこれが今解決していますよ、もう子供は学校に行っていますよという問題じゃないと思えます。本当にしっかりと一人ひとりを、義務教育の間だけでも子供たちをしっかりと守ってやるということは必要なことじゃないでしょうか。大川市の子供は大川市の宝ですよ。子供たちの命がここでもし絶たれたとき、どんな悲しみが起こるでしょうか。私は母親として、死ぬ思いで子供も産みました。この死ぬ思いの気持ちを、男性の方はどういうふうにつえるかわかりませんが、この思い、これはもうとても口に言えないことだと思います。一人ひとりの命が守られて、大川市の宝をみんなですくすくと育てるのが大川市の務めじゃないでしょうか。

大川市の教育委員会がいじめに対して真摯に対応されている姿勢は、まあ十分に理解いたしましたけれども、しかしながら、ただいまのお答えでは大川市内の小・中学校で発生したいじめは、何らかの形で全て解決済みとお答えでございましたけれども、先ほど私が言いましたけれども、何らかの形で解決済みという答えの中にも、私自身も市内の小・中学校の保護者の方からもいじめの問題で相談を受けることがございます。相談を受けることがあるんです。その相談内容と、ただいまの御説明の内容とでは、違和感をとっても感じております。その内容につきましては、私自身が調査をして正確な情報を得ているわけではございませんので、そのことをここで問題とすることは個人を特定してしまうことになりかねませんので、ここではあえて取り上げません。

ここでお聞きしますのは、このようないじめに対してどのように対応し、どのように解決したのかについて、個別具体的に教育委員の方々に対して報告し、了承を求めたことはございますか。プライバシーの関係がございますので、今回の定例会において報告することはあり得ないでしょうが、非公開の協議会などにおいて教育委員の方々に対して報告などはなされているのでしょうか、お答え願います。

議長（中村博満君）

教育長。

教育長（石橋良知君）

今、件数については課長が申し上げたとおりでございまして、一応御指摘のとおり解決済みと思っておりますけれども、御心配のとおり、やはり後の尾を引くということは考えておりますので、いつもフォローをしておるところでございます。それはカウンセラーにしても、それから担任教師、また学校に対しても、いつもそれは連絡等をしているところでございます。

また、あるときには、御心配のときには、私にも直接電話がかかってまいりますので、一緒に私の部屋で何回となく話し合いもしたことがございます。

そういうのでケアはできますけれども、実際に教育委員会で報告したかどうかと、一つ一つの個別については報告したことは余りありません、正直言います。ところが、こういうふうないじめ問題について、実際にどういうふう校長会でやっているかという内容については報告しております。例えば、7月の校長会におきましてやりました内容は、教育委員会から資料を大きく2つほど用意いたしまして、1つは学校全体の体制づくり、さらには各学校における学級担任の学級での指導等を含めながら、そういう資料を2つ渡しておりますし、さらに8月におきましては、実際に今までありました事例、御存じのとおり、三輪町で起きました事件についての反省と、同時にそれに対する教育委員会の考え方、今後はこのように進めていきますというような内容について、報告した内容については教育委員会に報告しております。

7月の教育委員会のときに、ちょうど議員1人おいでになりまして、いじめ問題について話し合っているところをお聞き願って、まだ不十分だなというようなお話も聞きましたけれども、その内容については、いじめ問題について約2時間程度、教育委員会で討議したところでございます。それは実際にごらんになられたかどうかわかりませんが、その以前については記載ございませんけれども、実際に議事録について、その議事の内容については記録しておりますので、もしごらんになりたければ、ごらんいただければありがたいと思っております。

先ほど申しました三輪町は筑前町でございます。失礼いたしました。

以上のような対応をしながら、教育委員さん方には内容については一々は申しませんけれ

ども、大きな大枠としてのいじめの問題についての教育委員会の取り組み、これが私たちの事務局の役割だと思って努めているところでございます。

以上でございます。

議長（中村博満君）

10番。

10番（笹島かおる君）

ありがとうございました。そういった報告があっていた、あっているということは当然だろうと思います。そして、私もぜひ後でもう一回議事録を見せていただきたいと思います。

私がなぜこのようなことをお聞きするかといいますと、大津市のいじめ自殺事件の対応について、大津市の教育委員会の余りに官僚的な言動や体質に対して批判が渦巻いています。私は、大津市の教育委員長の官僚的な言動は、個人的な資質の問題ではないと考えております。これは大津市の教育委員会そのものの形骸化に問題があるのではないかと考えております。これは日本中、同じ問題を抱えており、大川市も例外ではないと考えております。私自身は、教育委員会の改革はぜひとも必要だと常々思っているわけですが、教育委員会制度につきましては、地方自治法や地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、市町村にも設置が義務づけられており、教育委員会の組織や運営についても法律によって事細かに定められております。

一地方自治体ではいかんともしがたい問題です。そこで、大川市でできる教育委員会の改革は、教育委員会制度の原点に立ち返って、法律の定めるとおりの教育委員会運営に立ち戻ることにあるのではないのでしょうか。教育行政については、広く住民の意向を反映するために、住民が専門的な行政機関で構成される事務局を指揮監督する、いわゆるレイマンコントロール、素人主導の教育委員会に立ち返るべきだと思います。

そこで質問いたしますが、大川市の教育委員会を代表される役職はどなたでしょうか、お願いします。

議長（中村博満君）

学校教育課長。

学校教育課長（持木芳己君）

教育委員長でございます。

議長（中村博満君）

10番。

10番（笹島かおる君）

お答えありがとうございます。私は、そのお答えは違うのではないかと考えます。教育委員会を代表するのは教育委員長だと私は思います。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律においても、教育委員長の役割を定めた第12条3項に、「委員長は、教育委員会の会議を主宰し」教育長と言われたですかね、教育委員長と言われたですかね。ああ、ごめんなさい、間違えました。じゃ、違います。教育委員長です。それでは違います、合っておりまして。今のはもうもといです。私は教育長と聞こえたので、申しわけないです。地方教育行政の組織及び運営に関する法律においても、教育委員長の役割を定めた第12条3項に、「委員長は、教育委員会の会議を主宰し、教育委員会を代表する。」とありますので、教育委員会を代表するのは教育長ではなく教育委員長であることは明らかです。私が聞き取り間違えまして申しわけありませんでした。安心しました。

同じ法律で教育長の職務として、「教育長は、教育委員会の指揮監督の下に、教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどる。教育長は、教育委員会のすべての会議に出席し、議事について助言する。」とあります。つまり、教育長は教育委員会の事務局長とも言えるのです。しかしながら、大川市の教育行政の最高責任者は多くの市民が大川市長だと思っているのではないのでしょうか。行政の制度にかなり詳しい方でも、教育行政の責任者は、つまり教育委員会の代表者は、非常勤の教育委員長ではなく、教育長だと思い込んでいるのではないのでしょうか。これは同じ法律で、「教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、または教育長をして臨時に代理させることができる。」とあるのを拡大解釈して、教育委員会の職務権限を法で定める最低限の事務に限り、そのほかは全て教育長に事務を委任し、本来教育委員会が執行すべき教育に関する事務を教育長の責務のもとにその事務の執行をしているからではないのでしょうか。

そこで質問ですが、教育委員会から委任された教育長の事務の執行については教育委員会の指揮監督を受けるのでしょうか。大川市ではどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

議長（中村博満君）

学校教育課長。

学校教育課長（持木芳己君）

教育長に委任を受けた事務処理の関係については、教育委員会が指揮監督をするというのは当然でございます。

教育長が前面に出ているように誤解をされていますが、基本的には教育委員会というところが合議制によって重要な案件は全てここで審議をし、決定をし、その執行の段階で事務局がそれを執行するわけですが、その統括として教育長が存在するというふうに認識をいたしております。

以上です。

議長（中村博満君）

10番。

10番（箴島かおる君）

ありがとうございました。私は、教育長の委理事務の執行に当たっては教育委員会の設立の趣旨からしても、地方教育行政の組織及び運営に関する法律を読む限りにおいても、教育委員による合議体としての教育委員会の指揮監督を受けるのが当然だろうと思います。

私は、上級機関から下級機関に権限の委任が行われた場合には、上級機関は下級機関に対して、その権限の行使について指揮監督できるのは当然であると思います。教育は、いじめ問題に限らず、地域住民にとって身近で関心の高い行政分野であると思います。それだからこそ、教育行政は専門家のみが担う、いわゆる教育村であってはならないと思います。広く地域住民の意向を踏まえて、教育行政が行われることが必要です。そのためには、私は現行の教育委員会は廃止して、選挙で選ばれた市長が教育行政の指揮監督をとり行うのが一番いいと思っておりますが、先ほども言いましたが、現行法のもとではそれはかないません。

そこで、地域住民の意向を踏まえた教育行政を行うために、法に定めているとおり、保護者を必ず含む、地域住民から選ばれた複数の教育委員の合議体が教育行政を実質的に指揮監督する仕組みがぜひとも必要だと思います。しかし、残念ながら、現時点で教育委員の皆様自身がそれだけの重要な重責を担っている自覚は薄いのではないのでしょうか。

教育委員は、教育委員会の単なる御意見番な職責で、事務局が決定した事項を会議で追認するだけになってしまっているのではないのでしょうか。現在、大川市では、教育委員の方々が教育委員として何をやっているのか、住民の方々が知るすべがございません。信じられな

いことですが、大川市のインターネット上のホームページで、現在の教育委員が誰なのかさえ確認できません。これでは、教育委員が教育行政を指揮監督する重要な職責であると自覚を促すことは無理だと思います。

そこで質問ですが、教育委員の方々の人となりを知るために、御自分で書かれた心情なり、教育に対する思いなどをホームページなどで掲載できませんでしょうか。教育委員長の任期は1年でございますので、年初に就任に当たっての教育行政に対する所信の表明、それと、毎月開催されている教育行政の最高議決機関である教育委員会の定例会の議事録を広く住民の方々に知ってもらうためにも大川市のホームページ上で公開すべきだと思うのですが、いかがでしょうか、お答えをお願いします。

議長（中村博満君）

学校教育課長。

学校教育課長（持木芳己君）

まず1点目の、教育委員さんそれぞれの思いをホームページ上に載せたらどうかということですが、教育委員会はそれぞれ一委員さんで動くことではなくて、委員会としての合議制でしております。そういった中で、それぞれ一人ひとりの思いというのを、確かにほかの市町村で載せているのかどうかというのはあると思うんですが、やはりその合議制の意味からすると、そこまで必要かどうかというのは非常に微妙なところがあると私は思っておりますので、この辺は少し研究をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、2点目の議事録についてですが、確かにこの議事録をホームページに載せるということは、会議の公平性の確保、それから透明性の向上が図られ、広く市民の皆様にも会議内容をお知らせすることで開かれた教育委員会をさらに推進するものというふうに考えております。したがって、公開に関する規定を定めるなどの環境整備を図りながら、ホームページ上に掲上したいというふうに思っております。

ちなみに、教育委員会は毎月1回開催しております。場合によっては臨時で教育委員会を開いたりしておりますが、そういった際の開催の案内、それから、公開で会議をいたしておりますので、そういったこともホームページに載せておりますので、あわせて整備ができれば、議事録も掲上しながら、開かれた教育委員会というのをさらに進めていきたいというふうに思います。

以上です。

議長（中村博満君）

10番。

10番（笹島かおる君）

お答えありがとうございました。今、学校教育課長から今後の研究課題として、ホームページもいろいろ考えていかれるということをお聞きしまして、ちょっと安堵しました。ぜひこれは開かれた教育委員会、今課長言われましたように開かれた教育委員会、私はまさにそのとおりだと思います。ぜひそれをやっていただきたいと思います。私もこれからちょこちょこ傍聴させていただきたいと思っております。

教育委員会定例会というのは、教育委員会の最高意思決定の場でございますので、市民に広く、教育委員の方々がどのようなことをされているのかを知ってもらうためにも、議事録を容易に確認できるためのホームページ上の公開が必要だと思いますので、ぜひとも早急に実現していただくことをお願いいたします。

最後の質問になるかと思いますが、いじめの問題の対応策についてお伺いします。

いじめ問題の対応策については、現在はいじめの発生を確認した時点で教師や学校及び学校教育課など、学校関係者で協議がなされていると推察いたします。しかし、教育関係者だけで解決策を見出そうとすれば、そこにはいわゆる教育的配慮とでもいうのか、被害者個人への配慮よりも学校の立場、教師の立場など組織への配慮が優先してしまうことがあり得るかもしれません。

そこで、いじめの問題に特化した形で教育委員を中心に、教育関係者へ守秘義務を課した保護者などを加えた第三者委員会的な委員会を立ち上げて、いじめ問題に対応したらいかがでしょうか。ぜひとも検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか、お答えをお願いします。

議長（中村博満君）

学校教育課長。

学校教育課長（持木芳己君）

このいじめ問題、確かに全国的に広がっておりますし、大川市でも昔からあって、さらに掘り起こせばもっと出てくるんじゃないかという議員の御指摘もありますように、我々としてもいじめの定義以外、先ほど壇上から教育長答弁されていますけれども、基本的にはいじめというのは、いじめられた側が嫌だと思ったときがいじめに該当しますので、た

だ、それがその日で終わるのか、長い間継続的に、そういう嫌だというのを継続して受けることが結果としていじめになるというふうに思っています。

そういった中で、今議員おっしゃられるように、学校だけではなくて、いろんなところからの委員さんを加えたところでの検討委員会みたいなものを新たに別途つくったらどうかということですが、これについては少し研究をさせていただきたいと思うんですが、基本的には、今ある組織を中心にして、先ほど教育長も答弁がっておりますけれども、まずもっていじめの問題を根本からもう一度見直すということが必要ではないか。その組織とか、協議とかありますけれども、そういったところで組織が形骸化したりとか、あるいは機能していないということがないのか、あるいは教育ももっと視点を変えて教育をすべきじゃないかということも含めて、こういった時期を契機として、いじめの問題についてはしっかりと見直すということをまず現状を踏まえてしていく。そして、さらに、ある自治体ではそういった別の組織を、学校現場じゃなくて、市全体としてのいじめの検討・調整委員会みたいな形をつくれるという動きもあるそうですので、そういった部分も含めて、我々もそういった組織が新たに必要なのかどうかも少し研究をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（中村博満君）

教育長。

教育長（石橋良知君）

課長が申しあげました件について、少しフォローさせていただきたいと思っておりますけれども、先ほど言われましたように、教育委員会が開かれたということは非常に大切なことだと思っておりますので、その議事録等については申しあげたとおりでございます。

一番肝心な事柄は何かといいますと、今後の課題についてですけれども、まずいじめを生まないようにしていくためには、幾つもの策はあると思っておりますけど、一番根本になってきますのは、いじめを発生させない教育活動というのが一番私は大切じゃないかと今思っております。それは、心の教育、つまり豊かな人間性を育む教育活動がもっともっと進められなくてはならないと思っております。御存じのとおり、義務教育というのは人格の完成と、次代を担う国家形成者の育成でございますから、そういう意味からも考えまして、豊かな人間性を育む教育活動というのがこれから非常に重視されなくてはいけないと思っております。

例えばと申し上げると申しわけないんですけども、自尊感情を高めるような内容、例えば、人とのかかわりの中で責任を持って活動するとか、失敗したとき気持ちを自分なりに立ち直らせることができるとか、学校や学級のルールとかマナーとか、そういうものを守るとか、自分を抑制するとか、そういうような自尊感情を高めるような方向を1つ考えておりますし、さらには、もう御存じのとおり、惻隱の情とよく言われております、人が困っているのを見聞きして、自分のことのように思って相手に対して接する、そういうような気持ち、つまり相手を思いやる心とか、他者の気持ちをわかり、他者を大切にする、そういうような気持ちというものをもっともっと培っていかなくてはならないと思っております。

さらに、そういう面で考えていきますと、いじめの定義は申し上げましたけど、いじめというのは、御存じのとおり、同心円的にもう少し考えてみますと、いじめは真ん中で、いじめられる子といじめをする子が一つ真ん中にあると思います。これは、いじめをするほうが一番悪いというのはわかっています。それを取り巻いている傍観者とか、それから、被害者に対する観衆とかという言葉を使わせていただきますと、被害者と加害者の外側には観衆者がおると思いますね。見ている、喜んでいる、嫌だなと思っている、そのもう一つ外側にも傍観者があって、ああ、またああいうことがあっているのかと。私は、この内容をもう少しきちんとして、傍観者は傍観者じゃない、観衆は観衆でないというような立場に立たせていく、つまり、成りかわり活動等をしっかりさせるということとか、それから、多くの人々に接しながら切磋琢磨させるとか、いろんな体験活動をさせながら、その中でそういう気持ちを培っていく。そういうようなものをもっともっと進めていかないと、いじめはやっぱりなくなっていかないとというふうに自分なりに考えております。

もちろん、教育委員会でやっている流れについては御質問のとおり進めていく予定でございますけど、教育現場の中においても、また家庭の中においてもそうですけれども、取り巻く我々大人、子供も含めながら、被害者、加害者だけじゃなくて、傍観者、観衆者、こういう人たちがやっぱりもっともっと感性を磨いていかなくてはならないんじゃないかと、大きな夢みたいな考えで言っておりますけど、やはりこのあたりにさおを差していかないと、いじめはなくなってこないんじゃないかというふうな自分なりの感想を持っております。

というのは、大津の問題について御質問ありまして私は意見を6つ、7つ申し上げましたけれども、やっぱり根っこには今のような大きな気持ちがありまして、あと校長会等を通じながら、学校についてはまた7つほどの施策を考えてありまして、先生方は今でもいじめ問

題については生徒指導の先生を中心にしていますけど、全職員について、やはりこれは真剣にいじめ問題について考える研修会を持ちたいというふうな願いも持っているところです。感想を述べましたけど、以上でございます。

議長（中村博満君）

10番。

10番（笹島かおる君）

御答弁ありがとうございました。今回の質問で、教育委員会や教育委員の方々に失礼な物言いがあったとしたらおわびいたします。教育委員会が学校からいじめをなくすために、並々ならぬ決意で取り組んでおられていることを理解しました。そして、またそのことに敬意を表します。

しかし、残念ながら、学校からいじめを完全になくしてしまうことはできないことだと私は思います。できないことがわかっていたとしても、学校からいじめをなくす努力を懸命に続けるべきです。しかし、そのことを、学校からいじめをなくすことを最優先の政策課題として真摯に取り組んでいきたいといったような行政用語で表現してしまうと、途端に色あせてしまいます。そこには、現行の枠組みを壊さない範囲でという前提条件が見えてしまうからではないでしょうか。いじめ対策のために、施策をこのように行ったからいじめが対前年度比何パーセント減ったなどの数字は一見客観性があり、説得性があるように見えますが、いじめについては発生件数を減らすことがもちろん必要なことではありますが、それ以上に必要なことは、発生してしまったいじめに対してどのように対処したのかということではないでしょうか。

以前にも私、学校評価制度も質問させていただきました。大川市でも学校評価制度が行われておりますが、評価基準にいじめの発生件数の少なさが評価されるだけでなく、発生したいじめにその学校がどのように対処したのかが評価される評価基準が必要なのではないのでしょうか。そのためには、教育関係者が中心となって教育関係者の視点で学校評価を行うのではなく、保護者の視点から学校を評価することが必要なのは言うまでもありません。

いじめは被害者の立場からすれば重大な問題です。ささいに見えるようなことでも、本人にとってはとても深刻で、学校へも行けなくなってしまうこともあるでしょう。場合によっては、みずからの命を絶ってしまったほうが楽だと考えてしまうほどのことなのかもしれません。保護者にとっても、この子が学校へ行けなくなると、このままではこの子の将来はど

うなってしまうだろうと、どうしようもない不安に駆られてしまうでしょう。

学校の教職員の方が、我が子がいじめの被害者になって、初めていじめの事の重大さを実感したとの感想を聞いたこともございます。現行の教育委員会は、教育は個人的な価値判断や特定政党の影響を排除するために、首長の指揮監督を受けない制度になっております。そのような中立的、専門的行政運営を長年行ってきた結果、保護者や地域住民などの意見が反映されにくい閉鎖的な教育村を形成してしまっているのではないのでしょうか。

ささいに見えるいじめの結果が悲惨な事故に発展してしまわないためにも、教育委員会の改革が必要なことを訴えまして私の質問を終わります。

議長（中村博満君）

ありがとうございました。

ここで暫時休憩をいたします。

なお、再開時刻は10時30分といたしますので、よろしく願いいたします。

午前10時12分 休憩

午前10時30分 再開

議長（中村博満君）

休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行します。

次に、16番古賀光子君。

16番（古賀光子君）（登壇）

皆さんおはようございます。議席番号16番、公明党の古賀光子です。9月の一般質問の最後の登壇です。よろしく願いいたします。

昨年3月11日の東日本大震災や、ことし7月中旬の九州北部の集中豪雨災害など今まで経験したことのない想定外の被害が出ております。被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。

大川市は、今回、幸いなことに甚大な被害は出ませんでした。いつ我が身に降りかかるかわかりません。だからこそ今やらなければならないことがあるのではないのでしょうか。それがこの防災・減災ニューディールの政策だと思います。

このニューディールとは、1933年当時、世界的な不況から脱するためにアメリカのルーズベルト大統領が行った公共投資などのことで、新規巻き直しの意味があり、冷え込んでいた経済と国民生活に刺激を与え大きな効果を発揮したそうです。

そのように国内も不況克服のために、単に公共投資を行うのではなく、修繕や改修が必要となる公共施設の整備を初め、大規模災害に備えた防災力を強化したり、道路や橋の強化や交通網の整備をすることで命を守り、地域の産業活性化に大きく貢献することにつながるのではないのでしょうか。具体的な実施に当たっては、地域の意見や要望などを十分に踏まえた上で社会インフラ等の老朽化対策を含む災害に強いまちづくりのために計画を策定し、大胆な集中投資を行うべきではないのでしょうか。

そこで、質問の1つ目に、大川市におきまして、社会資本の老朽化にどのように取り組まれていられるのか、お尋ねいたします。

この社会資本の老朽化対策は始まったばかりなのかもしれません。平成21年の3月31日に社会資本整備重点計画が閣議決定され、施設の状態を定期的に点検、診断、異常が認められる際には、致命的な欠陥があらわれる前に速やかに対策を講じ、ライフサイクルコストの縮減を図る予防保全の考えに立った戦略的な維持管理や更新を実施していくこととなっています。壊れたら直せばいいから小まめな予防保全で長もちさせる長寿命化に向かって推進していかなければなりません。国としても膨大な社会資本の老朽化が進行し、維持保全が求められています。

国土交通省としては、膨大な社会資本の15分野におけるストック、いわゆる備蓄している資本が老朽化の進行が進み、水道、下水道、道路、空港、港湾、鉄道、地下鉄、公共住宅、公共施設、都市公園、治水、海岸、電気、通信網、ガスなどの維持や保全が求められているのです。

その中で、高度成長期に建てられ、建築後50年以上経過し老朽化している全国の道路、橋梁の15メートル以上は約15.4万橋、2メートル以上が約68万橋、農道、林道は約0.8万橋となっております。全国の道路橋における築50年以上たっている割合は8%存在しており、10年後には26%になり、20年後には53%と見ております。

また、高速道路や橋などの社会資本にも使われているコンクリートの寿命は、条件によっても異なりますが、一般的に50年から60年とされています。日本では、1950年代以降の高度成長期に集中的に整備された全国の社会資本が一斉に更新時期を迎えることとなります。

大川市におきましても、社会資本の老朽化は進んでいると思われませんが、図書館や文化センターや老人センターなども市民の皆様がいつも使用されますし、地域の各コミセンにしてもたくさんの市民の方が利用されております。道路や、橋や、上水道管もそうです。

小・中学校は耐震診断と耐震補強工事におきましては進んでいるとは思いますが、進捗状況と今後の社会資本の老朽化の取り組みについてと、それぞれの公共施設の建築された年をお尋ねいたします。

次に、国土交通省は、地方公共団体が事後保全から予防保全への転換を円滑に行うことができるように財政的、技術的支援を実施するとのことですが、橋梁の長寿命化修繕計画を策定している市町村からこの計画の策定のための点検に要する費用の2分の1を補助するということになっています。ただし、期限が平成25年度までとなっております。福岡県では22市町村が策定してあるそうです。大川市においても策定する予定であるとは聞いておりますが、その進捗状況をお尋ねします。

次に、耐震改修促進計画についてですが、「既存建築物の耐震改修の促進に関する法律第5条第7項に基づき市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとする」とありますが、市町村の計画の策定のメリットとしては、社会資本整備交付金を利用してこの計画を策定することができます。そして、公共建築物の耐震診断等を実施することもできます。また、戸建て住宅の耐震改修工事に関する県の補助制度を利用することもできます。

福岡県では18市町村が策定してあるそうです。地震大国と言われる我が国において、市民の皆様の安心と安全を守るために、まず、この市庁舎の耐震化診断と耐震補強の工事はすべきだと思います。大川市においても耐震改修促進計画の策定の予定はあると聞いておりますが、その進捗状況をお尋ねいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。

議長（中村博満君）

市長。

市長（植木光治君）（登壇）

まず、社会資本の老朽化に対応する今後の取り組みについてのおただしであります。

大川市管理の主な公共施設の建築年度を申し上げますと、市庁舎が昭和44年、消防庁舎が昭和48年、文化センターが昭和49年、老人福祉センターが昭和52年、市民体育館が昭和54年、市立図書館が昭和57年、コミュニティセンター関係では、木室が昭和52年、三又、昭和54年、川口、昭和57年、大川、昭和58年、大野島、昭和59年、そして田口が昭和60年であり、まさに高度経済成長期からバブル期にかけて大量に建設されておりますが、現在までのところ所

要の補修等で施設の延命を行っているところではありません。

具体的には、道路に関しましては、不具合を発見した場合に予防的な効果を含めた補修を行うことにより、延命化と老朽化防止を図っているところであります。

上水道関係では、経年劣化での計画的な更新とあわせて、新設及び道路改良時に管の状況を見て整備をいたしております。

また、小・中学校におきましては、これまで計画的に耐震化を進めまして、現時点では全12校中、中学校3校の耐震化工事が今後必要となっておりまいます。

市庁舎、消防庁舎、文化センター、老人福祉センター、それから市民体育館の5施設の耐震診断経費は、概算でありますけれども、約40,000千円程度と見ております。

さらに、補強工事費は耐震診断の結果で大きく変わりますけれども、耐震補強工事を終了した学校施設を参考に、概算で試算をいたしますと、約540,000千円程度かかると見込まれます。これには、別途の補修であります大規模改造工事は含んでおりません。

コミュニティ関係では、木室を除く5カ所で140,000千円程度の補修費を見込んでおります。また、道路維持に関する補修費は、10年間で約450,000千円程度を見込んでおります。さらに、3中学校の耐震補強工事及び関連改修工事に別途に10億円程度かかります。

したがいまして、公共施設の耐震化工事を含めた補修工事総額は、およそ41億円程度となりますので、やがてやってきますこれらの補修に備えた財政的な準備が必要でありまして、これらの補修工事が一般政策経費に食い込まないように基金等の積み増しも含めて財源的な裏づけを確かなものにしていく必要が大切であると考えております。

次に、橋梁の点検及び長寿命化修繕計画策定についての御質問であります。

本市におきましても、今後老朽化する橋梁が増大する中、従来の事後的な修繕及び架け替えから、おっしゃいましたように、予防的な修繕及び計画的な架け替えへと円滑な政策転換を図るとともに、橋梁の長寿命化並びに橋梁の修繕及び架け替えに係る費用の縮減を図りつつ、地域の道路網の安全・信頼性を確保するために既存の橋梁点検の結果を参考に、今年度、橋梁長寿命化修繕計画を策定することといたしております。

橋梁点検につきましては、市が管理をいたしております551橋について、平成21年度からコンクリート等の腐食・亀裂・ひび割れ等の損傷状況について調査点検を行い、平成23年度までに181橋の調査点検を終了いたしております。

なお、橋梁の修繕及び架け替えの費用については修繕計画の中にうたい込むようにしてお

りますが、当面10年間は修繕のみで対応できるため年間約15,000千円程度を見込んでおりますが、将来架け替えの段階になったときには相当の工事費が必要となるため、これも財源的な裏づけも確かなものにした計画を立てて対応していきたいと考えております。

今後は、策定した修繕計画に基づき国の社会資本整備総合交付金を活用しながら橋梁の補修事業を実施してまいりたいと考えております。

次に、耐震改修促進計画についてのおただしであります。初めに、耐震改修促進計画の法的な位置づけにつきましては、先ほど触れられましたけれども、建築物の耐震化をより一層促進するために平成18年に建築物の耐震化改修の促進に関する法律、いわゆる耐震改修促進法が改正をされまして、これにより都道府県は耐震改修促進計画の策定が義務づけられ、また、市町村は計画策定の努力義務が規定されたところであります。

福岡県が平成19年3月に策定をいたしました「福岡県耐震改修促進計画」では、県内建築物の耐震改修の促進に努めるとともに、県内の市町村においては、耐震改修促進計画の策定を推進するとしているところであります。

福岡県の市町村の策定状況につきましては、平成24年4月1日現在の計画策定率は、先ほどおっしゃいましたように、30%で18市町となっており、全国平均の91%に対し極めて低いことから、県では市町村に対し説明会の開催など、早期の計画策定の取り組みが進められているところであります。

本市といたしましては、「大川市地域防災計画」を勘案し、市民の生命、生活の安全・安心の確保や震災被害の軽減対策として、「大川市耐震改修促進計画」を平成25年度中に策定していきたいと考えておりますが、この計画は、民間・公共を問わず耐震化率の目標数値を掲げ、効果的な建築物の耐震化を促進するために、国の補助導入など施策を展開するための促進計画でございます。

議員御指摘の民間建築物等への助成制度につきましては、耐震化促進の観点から計画づくりの中で研究してまいりたいと考えております。

公共建築物につきましては、各施設ごとに計画的な耐震診断を実施し、今後の利用計画や財政計画との整合性も含めて、優先順位を考慮した全面改築・大規模改修・耐震補強など耐震化の実施計画を検討していく必要があると考えております。

壇上からの答弁は以上でございます。

議長（中村博満君）

16番。

16番（古賀光子君）

御答弁ありがとうございました。今、各建築物、何年ごろできましたかということでお尋ねしましたところ、50年以上の公共施設は大川には少ないようで、30年、40年ぐらいの公共施設なのかなと思います。それが順次修理もされておるということでありますが、本当に今回想定外のような災害が起きる場合、例えば、こういう公共施設がやはり避難場所になってくるとは思います。きのう池末議員のほうで質問されている中で、避難箇所26カ所、小・中学校と各コミセンということで4,600人が収容できるぐらいの避難場所なんです。本当に想定外となると、もう本当公共施設全てをそういう避難場所にしなくてはならないような状況になるのではないかと、例えば、この議場にしてもですね。そういうことがあってはならないと本当と思いますが、自然界のことですのでわかりませんが、そういうことに対してもやはりこの市庁舎の耐震とか今から進めていくということも言われましたが、今現在、この26カ所ということですが、この想定外のときには、公共施設全てをそういうふうな避難場所という考えはあるのでしょうか、質問いたします。

議長（中村博満君）

総務課長。

総務課長（今泉貞則君）

先ほど申されましたように、26カ所でございますけれども、例えば、保健センターとか、そういう建物につきましてもございますし、これは避難指定の箇所にはなっておりませんが、大災害が起きた場合には、強固な建物の部分については避難所に当然利用するようになると思います。

議長（中村博満君）

16番。

16番（古賀光子君）

今のお答えでちょっとよくわかりませんでした。例えば、公共施設ということで、この市役所にしろ文化センターにしろ、そういうところも避難場所として考え、本当に非常時の場合です。そういうのは考えられるのかどうかをちょっとお尋ねしたんですけど、どうでしょうか。

議長（中村博満君）

総務課長。

総務課長（今泉貞則君）

当然利用するようになるというふうに思います。

議長（中村博満君）

16番。

16番（古賀光子君）

ありがとうございます。7月に私も石巻のほうに行ってきたんですけど、本当野球場であろうという、ライトがあるような広い場所が全部仮設住宅になっておりました。本当に石巻市の市庁舎にお邪魔したんですが、デパートだったんですね、デパートだったとおかしいんですけど、が市庁舎になっておまして、ピンク色の壁で最初びっくりしたんですけど、平成20年に市庁舎が古くなって、さくら野デパートかなんか、社長さんがこのデパートを使っ
ていいよということで無償で差し上げられて、本当にそのデパートの中を改装して、そこが市庁舎だったんですね。本当に市会議員さんに聞きましたら、3日間やはり市庁舎を出ることができなかつた、そういう本当に大変な状態だったんだと思いますが、そういうことも聞いてまいりましたので、この市庁舎も、先ほど市長が答えていただきましたけれども、耐震とか、その補修もしていくということで考えてよろしいのでしょうか。

議長（中村博満君）

総務課長。

総務課長（今泉貞則君）

先ほど市長のほうから大川市の耐震化計画を平成25年度に策定すると、その後に実施計画を検討していくという答弁がなされたと思います。

その中では、当然庁舎というのは災害時の拠点という施設に位置づけられますので、優先順位としては高くなるというふうには考えております。

議長（中村博満君）

16番。

16番（古賀光子君）

ありがとうございました。やはり東日本大震災の時もそういう役場が流されたり、大変な、一番中心であると私も思っておりますので、そのことはぜひお願いしておきたいと思います。

もう1つ、これはちょっと市の管轄ではない、社協のことでちょっとお尋ねしたいんです

けど、社協が入っている建物は何年にできているのかわかりますでしょうか。

議長（中村博満君）

総務課長。

総務課長（今泉貞則君）

今、私の総務課のほうで普通財産として管理しております。昭和48年の10月に建設されております。

以上でございます。

議長（中村博満君）

16番。

16番（古賀光子君）

社協に行ってみますと、ひびだらけと言ったらいけません、本当に地震があったら一番最初に壊れるのではないのかなと心配しておりますが、やはり社会福祉協議会も各市町村です、市に必ず置かなければいけないという法律があって、その中で社協がありますが、ほかの社協に尋ねていくと、本当に立派な建物の中に社協がありまして、柳川は水の郷の中にありますが、社協が考えていくことなんだろうとは思いますが、やはり行政として何か、老人センターは市のものでありますし、その老人センターも今社協のほうで運営しておりますので、どうしても何かそれが気になって、ちょっときょうの質問の中の一つに入れさせていただいたんですが、社団法人で、別の会計で、市で言うことではないのかなと思えますけれども、それをほったらかすというのか、見て見ぬふりじゃないですけど、本当にずっと心配を私自身しておるんですが、そういうことは何か相談があったりとか、社協のほうからですね、そういう事務所の置き場所といいますか、そういうことで何かなかつたのでしょうか。

議長（中村博満君）

総務課長。

総務課長（今泉貞則君）

私が総務課のほうに参りまして4年目でございますけれども、その間に特段そういう御要望はあっておりません。

議長（中村博満君）

16番。

16番（古賀光子君）

わかりました。これは社協のことですので、これ以上はちょっと申してもあれですので、また考えていきたいと思えます。

長寿命化修繕計画についても、それから先ほどの耐震改修促進についても、策定していくということでお話ししていただきましたが、橋梁についても551橋あるということで、今181は調べてあるということでありました。

新田大橋の橋けたが1つ新しいのかなと思えます。その点について何かわかります、新田大橋、今後またされていくのかなと思えますが、お願いします。

議長（中村博満君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

新田大橋につきましては、福岡県のほうで管理をされておりまして、数年前から年次計画を立てて耐震化の工事を進めていただいたところでございます。あと、二、三年くらいかかるかと思えます。

議長（中村博満君）

16番。

16番（古賀光子君）

ありがとうございました。本当耐震、今からはもうどこで地震があるかわからない状態ですので、ぜひこれはされていくということですので、よろしくをお願いします。

もう1点は、昔のJRの時代といいますか、そういうときは、鉄橋の橋守りさんという方がいらっしゃって、常に点検とか小さな修理とかされてあったそうです。やはりこれからもそういうのを発見するのも、市民の方の目がいるんなところにあるほうがそういうのを発見して通報していただくということがあると思うんですが、大川市においては、今のところ、道守りというボランティアの方たちが、草取りとか道路の道守りというふうに考えていいのかなと思えますけれども、計画の中にそういう民間の力をかりていこうという、そういう考えはありますでしょうか。

議長（中村博満君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

道守りを初め、今たくさんの方の市民の方のボランティアのおかげで道路等がきれいになっております。ただ、施設の維持管理等につきましては、やはり道路の管理者で行っていきたくと考えております。

議長（中村博満君）

16番。

16番（古賀光子君）

ありがとうございました。先ほど壇上で防災・減災ニューディールの政策という中で、本当にこれは余りにも幅広くて、中をずっと詰めていくと大変に広い分野であります。大川市におきましては、50年以上の老朽化した建物は今のところないということでしたが、徐々にそれは進めていくということでお答えいただきましたので、これは国の経済を大きく前進させるための政策であるのではないのかなと思います。ただ単に、公共事業をふやすということではないということをおっしゃっております。本当に将来の子供たちのために残すべき公共施設、財産を残していくということが大事なことだと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

今後も国の動向を見ながらいろんなこういう政策が打ち出されてくると思っておりますので、大川市としてもいろんなことを取り入れられてやっていっていただきたいなということをお望みで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（中村博満君）

以上で一般質問を終わります。

次に、議案第27号から議案第42号までの計16件を一括議題といたします。

これからただいま議題としております案件について質疑を行います。所定の時刻までに質疑の通告はあっておりません。よって、次に進みます。

次に、この際お諮りいたします。

議案第32号 平成23年度大川市一般会計歳入歳出決算認定については、8人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案については、8人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

次に、この際お諮りいたします。

特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により議長が指名することになっております。よって、決算特別委員会委員に、2番吉川一寿君、3番古賀龍彦君、5番水落常志君、12番石橋正毫君、14番永島守君、15番福永寛君、16番古賀光子君、17番川野栄美子君、以上8名を指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました8人の諸君を決算特別委員会委員に選任することに決しました。

それでは、委員会条例第10条第1項の規定により正副委員長互選のため、直ちに第一委員会室において委員会の開催をお願いいたします。

ここで特別委員会開催のため、暫時休憩いたします。

なお、再開時刻につきましては、後ほどお知らせをいたします。

午前11時 休憩

午前11時20分 再開

議長（中村博満君）

休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

決算特別委員会の正副委員長がそれぞれ決定いたしておりますので、御報告いたします。

委員長に石橋正毫君、副委員長に古賀光子君と決定いたしました。

次に、議案を各委員会に付託いたします。

お手元に配付いたしております議案付託表のとおり、付託いたします。

次に、請願を委員会に付託いたします。

お手元に配付いたしております請願文書付託表のとおり、付託いたします。

次に、この際お諮りいたします。

あす9月8日から9月20日までの13日間は、議事の都合により本会議を休会といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、次の本会議は、来る9月21日、午前9時30分から開くことになっておりますので、念のため申し添えます。

以上で本日の会議は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時21分 散会